## 中橋 友子 議員

は。

とコミュニケーションを図

③児童の送迎時に、

保護者

## 安心して子育てが できる町に



ŋ

お便り帳やクラスごと

の掲示板を活用している。

いる。 じて保育所に直接支払うな を、「直接契約方式」にし、 実は、 事業に後退させようとして ど、福祉事業からサービス 保育料も「サービス」に応 いるが、国は保育所の入所 地域全体から望まれて 共働き家庭のみなら 子育て支援施策の充 保育·学童保育·

②認可保育所の入所状況と ①国に対して制度改悪の中 待機者の解消を。 止を求めること。

⑥国は「放課後子どもプラ ⑤研修の充実を。 る心配があり、見解と対応 保育機能の弱体化につなが しようとしているが、学童 放課後子ども教室を一体化 ン」を進め、学童保育と、 保育についても また学童

> を。 ⑧札内地区の定員オーバー ⑨豊かな遊びや活動に取り 解消のため増築、 状況について。 ⑦学童保育所の現在の入所 分室計画

善と研修の充実。 ⑩保育時間の延長を。

組めるよう、保育内容の改

進めたい。 し、本年11月1日現在で4 のうち、定員510人に対 ②町内5カ所の認可保育所 ており、国等の動向を注視 を抜本的に改正しようとし 町長 しながら、 ①国は保育制度 町として検討を

> 研修を行いたい。 加など、今後も、

関が主催する研修会への参

積極的に

努めたい。 児が6人の9人となってお 童を受け入れる体制作りに がら、できるだけ多くの児 り、保育士の確保を図りな 在で、0歳児が3人、1歳 待機者数は、11月1日現

> 29年までに、正職員15人が %が臨時職員である。 平成 ④認可保育所では、 の臨時職員も含めた、 臨時職員や、へき地保育所 定年退職となることから、 を確立したい。 士研修会の実施や、関係機 ⑤例年3回、 て、 適正な正職員の配置につい 検討を進めたい。 認可保育所の 56 保育 6

学童保育所の適切な運営に 保育所は、設置目的が大き ⑥放課後子ども教室と学童 く異なる。今後も、現行の 会に参加するよう努めたい いても、積極的に各種研修 学童保育所の指導員につ

④臨時職員の比率と適正配 ミュニケーションの充実を。 ③保護者と保育士とのコ

43人となっている。

研修に努める。 ⑨学童保育所指導運営内容 クラブガイドラインに基づ ⑧全施設とも、 ている。指導員会議では、 夫をしながら保育を実施し により、指導目標や保育内 用等も含め検討したい。 築や併設するコミセンの活 児童の増加が見込まれ、増 アしているが、今後も入所 く施設・設備の基準はクリ 保育所が18人となっている 所が75人、ちゅうるい学童 所が61人、つくし学童保育 情報交換を行うなど、各種 容を定め、指導員が創意工

討したい。 指導員の配置体制を含め検 ⑩保護者のニーズを把握し 努める。

者とのコミュニケーション

今後も、より一層の保護

が56人、やまびこ学童保育 28人、あすなろ学童保育所 は、はぐるま学童保育所が ⑦4月1日現在の入所状況 放課後児童

弁護士相談の開設を

家によるアドバイスを必要 悩みが絶えず、法律の専門 活のなかで、住民の 煩雑化する社会生

ラス」が各地で開設されて 006年6月に総合法律 とする例が増えている。2 支援法が制定され、「法テ

> ない。町民の身近な相談の 場として、弁護士相談日を で、十勝には設置されてい いるが、道内は4カ所のみ

設けるべきである。

することで、より住民に身 は毎年開催している帯広調 権相談や行政相談、 月開催している町の特設人 と考えている。 近な相談の場になっていく 付けているが、さらに周 窓口にパンフレットを備え い組織であり、 町長 他の相談の場として、 法テラスは新 各市町村の さらに 知

用することが望ましいと考 れら相談の場を有効的に活 日を設けるのではなく、こ 町独自で弁護士による相談 する機会も相当数あり、 の無料法律相談など、相談 停協会の主催による弁護士 えており、 ご理解をいただ 本

